



## 自動車運転等注意薬と自動車運転等禁止薬

通りすがりの薬剤師 足立 博 一

添付文書の「8. 重要な基本的注意」にはアムロジピン錠のように「降圧作用に基づくめまい等が…自動車の運転等…注意させる」という自動車運転等注意薬がある一方でPL配合顆粒のように「眠気を催す…自動車の運転等…従事させない」という自動車運転等禁止薬もあります。さらに今年3月から医師の判断の下に運転可能な5種類の抗てんかん薬（条件付き自動車運転可能薬）も出てきました。自動車運転等禁止薬の処方箋を初めて持参してきた患者さんに自動車運転禁止薬と伝えずに単に「注意して運転してください」と服薬指導をした後で患者さんが自動車事故を起こした時に薬剤師はどのような責任が問われるのでしょうか？また令和7年2月28日付け警察庁交通局運転免許課長の警察庁丁運発第73号には失神のため自動車運転が禁止になる複数の疾患が示されています。その中には薬物療法が効果ありと医師が判断し自動車運転が認められる統合失調症、てんかん、躁鬱病などありますが、てんかんではさらに今後何年間なら安全に運転できるという医師の診断書を定期的に運転免許センター（警察管轄）に提出する義務（虚偽申請時は罰金や拘禁刑の罰則あり）があります。

さて次のような処方箋を持って患者さんが初めて来局したとします。皆さんならどのような服薬指導を試みますか？ 下記に私見を示しましたがいかがでしょうか？

**処方内容：**バルプロ酸ナトリウム徐放錠200mg 1回2錠（1日4錠）朝夕食後

※本剤は2026年3月にてんかんは自動車運転等禁止薬から医師の判断による運転可能薬に変更になりましたが他の適応症は自動車運転等禁止薬のままになっています。

**服薬指導と薬歴記載**（これでは不十分だと思われる方、ぜひ良い方法をお考えください！）

てんかんの患者さんは自分の病気を目の前にいる薬剤師にも知られたくないかもしれませんので薬剤情報提供書の該当項目を示し「この病気であれば主治医と自動車の運転の可否について相談されていますか？」と質問します。可ならば自動車を運転する場合は十分に注意してくださいと指導して、それらの内容を薬歴に記載しておきます。また抗てんかん薬の服用忘れて重大な交通事故発生の案件もあるので薬の飲み忘れへの注意や次回以降の飲み忘れチェックは重要になります。てんかん以外の適応症で車の運転をする患者さんには疑義照会も念頭に本剤が自動車運転等禁止の薬と伝え、どうしても運転が必要ならば十分に気をつけるよう指導し自動車等運転禁止薬と伝えたという内容を証拠の意味も込めて薬歴に記載しておきます。

〈著者プロフィール〉

足立博一（あだちひろかず）薬剤師、薬学博士。1980年金沢大学薬学部修士課程修了。1980年富山医科薬科大学（現富山大学）附属病院薬剤部入職。1994年サンウッド薬局（現アイン薬局）入職。1997年富山協立病院薬剤科入職。2002年（一社）ふれあい薬局入職。2005年(有)あだちPAS企画設立。1994年から富山大学薬学部非常勤講師兼務。2024年11月70歳を機に引退。著書：知って納得！薬のおはなし（幻冬舎ルネッサンス新書）。